

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行令案要綱の概要

平成19年7月

趣旨

この政令は、平成18年6月2日に公布された公益社団法人及び公益財団法人に関する法律（平成18年法律第49号。以下「法」という。）の規定において、技術的・細目的事項が政令に委任されたことから、当該委任事項について、必要な事項を規定するものである。

主な内容

1．特別の利益を与えてはならない者（第1、第2関係）

公益法人が特別の利益を与えてはならない法人の関係者は、当該法人の社員、評議員、理事、監事、使用人、基金の拠出者、財団の設立者、これらの者の配偶者、三親等内の親族、内縁関係者等とする。

同じく特別の利益を与えてはならない特定の個人又は団体の利益を図る活動を行う者は、特定の個人の支援、会員を対象とする活動、受益者が特定の範囲にとどまる活動をそれぞれ主たる目的として行う者とする。

2．社会的信用を維持する上でふさわしくない事業（第3関係）

法第5条第5号の規定による公益法人が社会的信用を維持する上でふさわしくない事業は、投機的取引を行う事業、利息制限法により無効とされる金銭貸付け等を行う事業、性風俗関連特殊営業とする。

3．理事と特別の関係がある者（第4関係）

法第5条第10号の規定における理事と特別の関係がある者は、理事の内縁関係者、使用人、理事から受ける財産により生計を維持する者、これらの者の配偶者等とする。

4．他の同一の団体において相互に密接な関係にある者（第5関係）

法第5条第11号の規定における相互に密接な関係にある者は、団体の役員及び職員とする。

5．会計監査人の設置を要しない基準（第6関係）

直近の貸借対照表における法人の負債額が50億円に達しない場合には、法第5条第12号の規定に基づく会計監査人の設置を要しない。

6．株式等を保有することができる場合（第7関係）

法第5条第15号の規定による場合とは、株主総会等における議決権の過半数を有していない場合とする。

7．公益目的取得財産残額の贈与を受けることができる基準（第8関係）

法第5条第17号トで定める法人とは、特殊法人（但し株式会社を除く）のほか、公益に関する事業を主たる目的とし、剰余金や残余財産が公益的に使用されることが確保されている等、一定の要件を満たす法人とする。

施行期日（第9関係）

法の施行日（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）の施行日に同じ）とする。